



JASDAQ

平成28年5月13日

各 位

会社名 南総通運株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 隆則
(JASDAQ・コード9034)
問合せ先 取締役副社長管理本部長 今井 利彦
(TEL 0475-54-3581)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第107期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

取締役、監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、また社外取締役、社外監査役にふさわしい人物の確保を容易にするため、会社法第426条及び第427条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款第29条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第29条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日（水）[予定]
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日（水）[予定]

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条 (取締役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役だったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第29条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第40条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った監査役(監査役だったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第39条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第48条 (現行どおり)</p>